

議案第6号関連資料**明石市建設関係手数料徴収条例の一部改正について****1 改正の目的**

建築基準法の一部を改正する法律が平成30年6月27日に公布され、1年以内に施行されることにより新たに創設される予定の事務に係る手数料を新設すること、並びに、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律により、平成29年10月から実施されている「新たな住宅セーフティネット制度」の登録申請等に係る審査手数料を廃止することのほか、規定の整備を図るため、条例の一部を改正するものです。

2 改正の概要**(1) 【新設】改正建築基準法第87条の2(認定)関係**

既存建築物を用途変更する場合に、これまで一度の工事で現行法に適合させなければならなかったものを、2以上の工事に分けて適合させることを可能とする認定制度です。(27,000円)

(2) 【新設】改正建築基準法第87条の3(許可)関係

オリンピック開催等を踏まえ、既存建築物を国際的な興行場等の用途へ一時的に変更する場合、建築基準法の一部規定を緩和できる許可制度です。

(3か月以内60,000円、1年以内120,000円、1年を超えるもの160,000円)

(3) 【廃止】新たな住宅セーフティネット制度に係る手数料関係

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の促進を図るため、平成30年7月10日の省令改正により、申請書等が簡素化され、あわせて「手数料を徴収しないようにするなどの見直しを行うべき」との通知が出されたことから、同住宅の登録及び変更の申請に係る審査手数料を廃止します。現在、明石市内において登録住宅はありません。

3 施行期日

2の(1)(2)については、建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)第2条の規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日(2019年6月ごろを予定しています。)

2の(3)については、公布の日